（別記様式第１号）

計画作成年度	令和６年度
計画変更年度	
計 画 主 体	広尾町

広尾町鳥獣被害防止計画

＜ 連 絡 先 ＞

担 当 部 署 名	広尾町農林課農政林務係
所 在 地	北海道広尾郡広尾町西４条７丁目１番地１
電 話 番 号	０１５５８－２－０１７９
Ｆ Ａ Ｘ 番 号	０１５５８－２－６２９４
メールアドレス	n-norin@town.hiroo.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下、カラスと表記。）、ドバト、タヌキ、ゴマフアザラシ・ゼニガタアザラシ（以下、アザラシと表記）、アライグマ
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	広尾町

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品　目	被害数値		
		被害面積	被害金額	その他
エゾシカ	牧草	115.47 ha	26,771 千円	
	ばれいしょ	1.26 ha	894 千円	
	小計	116.73 ha	27,665 千円	
ヒグマ	デントコーン	13.65 ha	6,442 千円	
	ロールパック	－	440 千円	55個
	小計	13.65 ha	6,882 千円	
キツネ	ロールパック	－	840 千円	105個
	小計	0.00 ha	840 千円	
カラス	デントコーン	12.16 ha	5,740 千円	
	ロールパック	－	1,200 千円	150個
	小計	12.16 ha	6,940 千円	
アザラシ	鮭	－	6,989 千円	1,556尾
	小計	0.00 ha	6,989 千円	
合計		142.54 ha	49,316 千円	

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

鳥獣の種類	内容
エゾシカ	・町内の生息数はここ数年増加傾向にあり、畑・飼料作物とも山林に隣接する地域を中心に、春から秋にかけての食害が甚大である。特に牧草では被害程度の把握が難しく、実際には上記数値をはるかに上回る被害があるものと推測される。また、冬期間は造林苗木や樹皮の食害が著しい。 ・その他、道路への飛び出しによる交通事故が通年で発生している。
ヒグマ	・生息状況の詳細は不明であるが、近年市街地付近での目撃例が増えており、生息域が人の生活圏と重なってきていることが窺われる。 ・現状では人畜に対する被害は見られないが、今後も十分な警戒が必要である。 ・農作物では収穫前のデントコーンの食害が目立つ。
キツネ	・牧草ロールパックの穴あけ等の被害が発生している。また、過去には乳牛が分娩時に咬まれ廃用になった例がある他、エキノコックス媒介による人的被害のおそれもある。
カラス	・デントコーンに対する食害のほか、ビート移植苗の抜き取りや牧草ロールパックの穴あけ等の被害が発生している。また、過去には成牛の乳房をつついて血管を破り失血死させた例もあり、家畜に対する直接被害も懸念される。また、市街地においても、育雛期における人への攻撃や、生ゴミをあさるなどの苦情も寄せられている。
ドバト	・被害は確認されているが数字的に把握することが困難である。また、農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。
タヌキ	・被害は確認されているが数字的に把握することが困難である。また、農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。
アザラシ	・敷設された定置網に侵入し、秋サケを食い荒らす。
アライグマ	・被害は確認されているが数字的に把握することが困難である。また、農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）		軽減率	
	被害面積等	被害金額	被害面積等	被害金額	被害面積等	被害金額
牧草被害 （ロールパック含む）	115.47 ha 310 個	26,771 千円 2,480 千円	103.92 ha 279 個	24,094 千円 2,232 千円	10% 10%	10% 10%
牧草以外の農作物被害	27.07 ha	13,076 千円	24.36 ha	11,768 千円	10%	10%
キツネ、タヌキ、ドバト、アライグマの畜舎侵入	畜舎等への侵入あり					
ヒグマによる人畜への被害	無し		無し （未然防止）			
アザラシによる漁業被害	1,556 尾	6,989 千円	1,400 尾	6,290 千円	10%	10%
合計	142.54 ha 310 個 1,556 尾	49,316 千円	128.28 ha 279 個 1,400 尾	44,384 千円	10% 10% 10%	10% 10% 10%

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・エゾシカ 猟友会に要請して銃器・一斉駆除による有害駆除を実施。また、くくり罠の普及活動及び駆除を実施。 ・ヒグマ 市街地付近での出没時には緊急にハンターの出動を要請し、箱わなの設置も含め駆除を実施するなど、迅速な対応に努めている。 ・キツネ、カラス、ドバト 銃器のほか、わなによる捕獲を実施している。また、カラス、ドバトについては、音による威嚇や、防鳥ネット、反射材などによる畜舎侵入防止の対策も併せて実施している。 ・アザラシ 網を起こす時間帯の変更。	・猟友会会員の高齢化等により駆除体制を維持することが困難になりつつあり、後継者の育成が課題である。 ・エゾシカの活動が活発な夜間の銃による捕獲が困難なため、わなによる捕獲技術の向上と推進を図る。 ・アザラシは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律対象生物であり共存の道を探らなければならない。入網を防ぐ柵の設置や音による防除は漁獲への影響や経費面で懸念される。音波発生装置の試験導入で一定期間の効果が確認されているが効果を得るためには数種類の装置を全か統に設置する必要があり、経費が掛かる。
防護柵の設置等に関する取組	・固定的な防護柵は設置していない。 ・各耕作者の判断により、圃場ごとに電気柵を設置し対処しているが、対象作物はデントコーン、ビート等に限られている。	・沢が入り組む地形や、設置に係る莫大な費用負担、設置後の施設の維持管理、山林被害増加の懸念等の問題が多く、固定的な防護柵の設置は困難である。
生息環境管理その他の取組	・猟友会でライトセンサスを実施している。 ・ＪＡひろおが実施している、鳥獣による農業被害調査の結果を提供してもらい、生息分布の把握をしている。	・ライトセンサスでは実施する範囲に限りがあるため、正確な生息分布の把握は困難である。

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
　　３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
　　４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

・エゾシカ個体数の減少に向け、行政、農林業関係団体、猟友会など地域が一体となって被害の実態を把握し、継続的な捕獲を実施するほか、わな（くくりわな・移動式囲いわな）による効果的な対策を実施する。また、ＪＡひろおが中心となり地域ごとに電気牧柵を設置し、被害の防止に努める。防護柵については、問題解決に向けて、今後検討する。 ・ヒグマについては、出没状況に応じ、銃器、わな等を組み合わせた捕獲を実施するまた、市街地住民に対し、ヒグマ誘引の原因となる生ごみやコンポストの管理徹底を呼びかける。 ・キツネ、カラスについては中山間地域等直接支払交付金により作成したわなを活用し、より効率的な捕獲に努める。 ・ドバトについては、防鳥ネット等による施設への侵入防止に努めるほか、ねぐらとなる遊休施設の管理を徹底する。 ・タヌキについては、わなを活用した捕獲に努める。 ・アザラシについては、陸上からの観察も含め、より正確な被害状況の把握に努るほか、音波装置導入を含め関係機関と協力して共存の道を探る。 ・アライグマについては、わなを活用した捕獲に努める。 ・猟友会会員の高齢化に対応するため、捕獲の担い手を育成すると共に、農林業者と一体の捕獲体制について確立する。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・大樹町や町内関係機関で構成する鳥獣被害防止対策協議会にて農林水産業被害情報を共有し、広域的な取組を実施することにより、効果的な有害鳥獣の捕獲を実施する。 ・捕獲については、北海道猟友会広尾支部狩猟免許保持者及び広尾町鳥獣被害対策実施隊の協力により銃器、わなによる捕獲を実施する。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度	有害鳥獣全般	・狩猟免許取得者確保のための普及、啓発活動の実施 ・各種講習会参加への補助 ・電気牧柵の設置 ・エゾシカ一斉駆除の実施 ・移動式囲いわなによる駆除の実施 ・必要に応じた捕獲機材の購入、講習会の開催 ・捕獲したエゾシカの利活用の検討、実施
令和８年度		
令和９年度		

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・エゾシカは過去３年間、平均約1,734頭を捕獲しているが、生息数の大幅な減少にはつながっていない状況にある。しかしながら現体制での捕獲には限界があるが、当面現状の捕獲数を維持するものの、国等の事業を活用し、効率的な対策を実施することにより、捕獲頭数の上積を図る。 ・ヒグマについては自然保護の観点から、出没状況に応じた対応を行う。 ・キツネ、タヌキ、カラス、ドバトについては、農業施設の周辺や市街地付近など、銃器による駆除が困難な場合が多いため、わなによる若干の捕獲増を考慮したうえで過去実績並の捕獲を計画する。 ・アザラシについては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で規定する希少鳥獣であるため独自の計画は立てられない。 ・アライグマについては、目撃情報及び被害状況がごく少数であるが農作物及び人畜への被害が懸念されるため捕獲を計画する。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ	2,200 頭	2,200 頭	2,200 頭
ヒグマ	40 頭	40 頭	40 頭
キツネ	80 頭	80 頭	80 頭
カラス	100 羽	100 羽	100 羽
ドバト	30 羽	30 羽	30 羽
タヌキ	20 頭	20 頭	20 頭
アライグマ	70 頭	70 頭	70 頭

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・エゾシカは銃器のほか捕獲機材による捕獲を基本とし、狩猟期間を除く通年、主に山林に隣接する農村地域を中心に全町を対象とする。なお、農村地域での捕獲にあたっては、土地所有者の了解を得る等、トラブルの発生防止に留意する。 ・ヒグマについては可能な場合は追い払い等の取り組みを検討し、市街地付近での出没や、繰り返し農作物への被害を与えるなど真にやむを得ない個体のみを駆除の対象とする。捕獲は銃器及び箱わなによるものとし、箱わなを使用する際には、安全確保のため設置場所に十分留意するとともに、周辺住民に周知し注意を喚起する。 ・キツネ、タヌキ、カラス、アライグマの捕獲は銃器による捕獲と併せ、わなによる効率的な捕獲を実施する。 ・ドバトは農業用施設への侵入防止策の実施を前提とし、銃器による捕獲は補完的に実施する。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・捕獲にあたっては、遠い距離にいる有害鳥獣を仕留めることも必要であることから、ライフル銃の免許を取得している鳥獣被害対策実施隊員には、ライフル銃での捕獲を許可している。 ・鳥獣被害対策実施隊の活動は４月１日から３月下旬までとして、町内を巡回して、駆除やパトロールを行っている。

（注）１　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
広尾町	エゾシカ、タヌキ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ	状況に応じて対応する		

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
エゾシカ ヒグマ	設置者による侵入防止柵の適正管理、点検。		

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度	有害鳥獣 全般	・農畜産物残渣や生ごみ等の誘因するおそれのある物の管理の徹底。 ・ヒグマ出没に係る注意喚起看板設置。 ・広報紙や町内の無線放送等による注意喚起。 ・農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯設置の検討。
令和８年度		
令和９年度		

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
広尾町農林課	関係機関との連絡調整、住民への注意喚起
北海道釧路方面広尾警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民の誘導
北海道猟友会広尾支部	有害鳥獣出没時における緊急パトロール及び捕獲活動

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

【ヒグマ出没時】

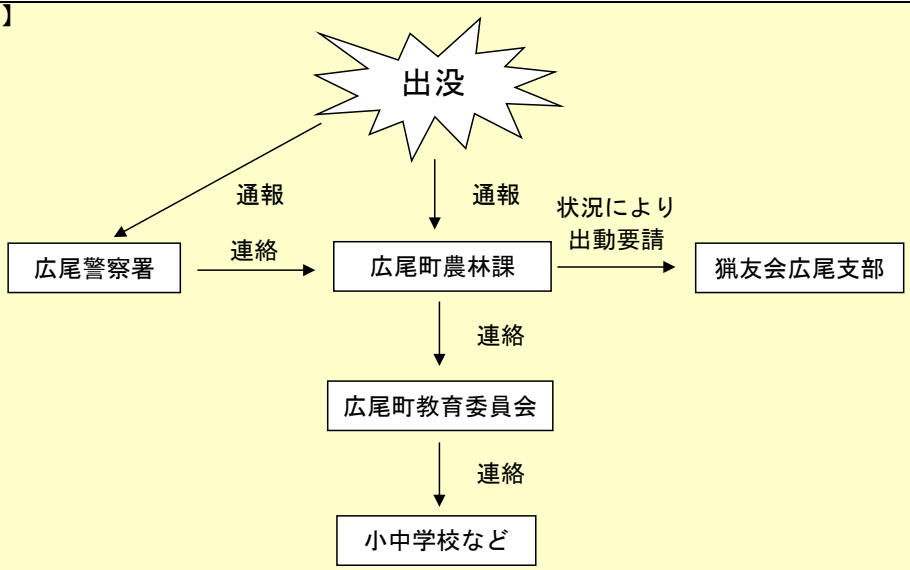

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲等をした有害鳥獣については、原則持ち帰り、肉、毛皮等の有効利用を図るほか、焼却等の適切な処理を行う。ただし、地形的要因等により持ち帰り困難な場合に限り現地に埋設する。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	必要に応じて推進する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	広尾町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
広尾町	有害鳥獣被害状況の把握、被害防止に係る関係機関等の連絡調整、事業の導入等
広尾町農業協同組合	有害鳥獣による農業被害の軽減に向けた対策、営農指導等の実施、被害の把握
十勝農業改良普及センター 十勝南部支所	有害鳥獣による農業被害の軽減に向けた指導、助言等
広尾町広尾集落	有害鳥獣被害の把握と捕獲に係る協力 （中山間地域等直接支払交付金事業）
広尾町森林組合	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
北海道猟友会広尾支部	有害鳥獣の生息状況確認、捕獲等の実施
広尾漁業協同組合	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
有限会社　北藤ファーム	エゾシカの捕獲、捕獲したエゾシカの有効利用

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局森林室　大樹事務所	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等
十勝西部森林管理署　広尾事務所	国有林への入林等に係る指導、協力、情報提供等
十勝総合振興局保健環境部 環境生活課自然環境係	有害鳥獣の捕獲に係る情報提供、指導、助言及び捕獲許可に関する事項等
十勝総合振興局産業振興部 林務課森林整備係	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等
十勝総合振興局産業振興部 水産課水産振興係	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第９条第３項に規程する者とする。なお、同実施隊については、対象鳥獣の捕獲・駆除に関する業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。
・実施隊の規模について
平成２４年４月１日設立（隊員２３名（Ｒ６年４月１日時点）うち猟友会会員２３名）

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・本計画に基づく鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、広尾町鳥獣被害防止対策協議会内で連携を密に図り、効果的な実施体制を整備する。
また、農林業者自らが被害防止のために対策を図ることが重要なことから、啓発・指導活動を行う。

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。